平成２６年（フ）第６８号
秋田市山王中島町14番18号　ピアネス山王213、前住所秋田市新屋松美ガ丘北町３番30号カーサ松美ガ丘101号
債務者　横内　正隆
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２７号
茨城県鹿嶋市高天原１丁目１番26号
債務者　小野澤省司
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第２４４号
千葉市美浜区高浜４丁目10番７棟401号
債務者　矢沼　央嗣
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３４９号
千葉県船橋市二和東６丁目13番３―602号
債務者　松本　一偉
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８１号
新潟市江南区袋津３丁目３番13号、前住所新潟市中央区女池３丁目６番14号　日東アークシティ女池204号
債務者　山中　敬之
1　決定年月日時　平成26年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５３５号
愛知県春日井市上条町２丁目133番地エスペランス上条Ｂ棟103号、従前の住所神奈川県相模原市南区西大沼１丁目10番22号
債務者　三田　雅美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６４４号
大阪府門真市北岸和田１丁目14番７―103号
債務者　樋口　真紀（旧姓塚越）
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７３号
三重県津市島崎町221番地３
債務者　堀口　三穂
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５２号
三重県名張市箕曲中村1050番地１　ガーデンハイツみのわＡ―201
債務者　田中　英和
1　決定年月日時　平成26年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第１０９号
兵庫県宝塚市山本丸橋４丁目１番302号
債務者　梶木　麻未
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第３５号
兵庫県姫路市車崎２丁目７―７　シャーメゾン今宿Ｃ102号室、住民票上の住所兵庫県姫路市新在家中の町10番15号
債務者　福島揮美子
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１７７号
兵庫県加古川市別府町新野辺北町３丁目34番地　クラトンｅｙ103号
債務者　坂本　　有
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２０１号
兵庫県姫路市下手野６丁目６番11―302号県住下手野団地
債務者　長田美智子
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１１６号
奈良県生駒郡三郷町美松ヶ丘東１丁目10番18号　Ｂ号室
債務者　竹之下建司
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１３４号
奈良県天理市勾田町232番地１　御経野改良住宅46号
債務者　徳山岩松こと　洪　　岩松
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１４９号
奈良県大和郡山市矢田町4842番地　雇用促進住宅３―206
債務者　杉本　桂一
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
奈良地方裁判所